

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	33	ショートステイ事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考	
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
名 称	ショートステイ事業	(制度なし)	中条町の例による。			
目 的	介護保険対象外であっても自力で生活を営むことが困難な者ややむを得ない事情で介護保険給付が受けられない者を一時的に施設に入所させる					
事 業 概 要	町単独事業 業務形態 委託(とっさか・マチュアハウス・愛広苑) 契約形態 単価契約で実績による請求 業務内容 介護保険サービスのショートステイと同様					
対 象 者	介護保険対象外であっても自力で生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者及びやむを得ない事情で介護保険給付が受けられない者					
利 用 料	一日当たり 基本額 890 円(老健施設は 1,000 円)実費 980 円 片道送迎 170 円					
14 年度決算額	0 円					
15 年度予算額	72 千円					
備 考	介護予防地域支え合い事業の生活管理指導短期宿泊とは事業の主旨・内容が異なるので該当させていない。					
関係法令等	中条町ショートステイ事業実施要綱		財政への影響額		単位:千円	
				予算額	調整後見込額	影響額(増減)
			中条町	72	72	0
			黒川村	0	0	0
			計	72	72	0
備考 平成15年度当初予算ベース						